

今、生活を守っていくために

私たちができること

助成金・給付金を活用しましょう！

① 持続化給付金について



法人事業所は
最大 **200** 万円



個人事業所は
最大 **100** 万円

〈用意するもの〉

- ① 確定申告書類(2019 年分)
- ② 2020 年分の対象とする月(対象月)の売上台帳等
- ③ 通帳の写し

感染症拡大で影響を受けている事業者に、事業継続を支えて、事業全般に広く使える給付金を支給することを旨としています。資金貸付ではなく、「給付」が特徴です。ことし1月から12月までのいずれかの月に、売り上げが去年の同じ月に比べて半分以上減少していることが条件です。

② 雇用調整助成金について



労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。

助成額 = 「実際に支払った休業手当額」×「助成率」

〈用意するもの〉

- ① 出勤簿、タイムカードの写し
- ② 賃金台帳の写し
- ③ 通帳の写し

③ 融資などその他のご相談



資金繰りが苦しい、税金や家賃が支払えない、工事代金がもらえないなど、コロナウイルスにより、仕事や生活に支障をきたしている方は、組合にご相談ください。

お気軽に
ご相談
ください



TEL **03-3689-3191**